

別添2の3

系統金融機関等に係るシステム統合リスク  
管理態勢の確認検査用チェックリスト

(制 定 : 平成15年3月31日)  
(最終改正 : 令和8年1月1日)

## ○はじめに

システム統合を伴う預貯金等受入系統金融機関及び共済事業実施機関（以下「系統金融機関等」という。）の経営統合が、合併等により進展する中で、システム統合に係るリスクの管理態勢の充実・強化はますます重要なものとなっている。

(注)「システム統合」リスクとは、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、利用者サービスに混乱をきたす、場合によっては、系統金融機関等としての存続基盤を揺るがす、さらには決済システムに重大な影響を及ぼすなど、利用者等に損失が発生するリスク、また統合対象系統金融機関等が損失を被るリスクである。

こうした状況にかんがみ、検査において特に留意すべき項目を整理し、着眼点を明確化しておくことが必要であると考え、「系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」を作成した。本チェックリストを公表することにより、系統金融機関等の自己責任原則に基づく経営管理のより一層の充実につながることが期待される。

系統金融機関等の経営統合に係るリスクは多岐にわたって存在することを十分に認識した上で、①利用者との確実な取引確保のため、安定的かつ確実なシステム運営が必要であること、②システムダウン等が決済システムに与える影響が極めて重大であること、③事業基盤となる事務環境の整備なくしては、利用者に対して十分なサービスを提供できないことなど、とりわけ事務・システムに係るリスク管理の強化が重要であることから、本チェックリストは、特に事務・システムリスクに焦点をあてた内容となっている。

なお、本チェックリストは、系統金融機関等を対象とするものである。

したがって、本チェックリストの適用にあたっては、業態の特性、系統金融機関等の規模、必要とされるシステム水準の差異及びシステム統合の範囲や内容等、実態を十分に考慮した上で、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する

必要がある。

また、既存の共同センターシステムを統合対象とする場合においては、自前のシステム同士を統合する場合に比べ、統合対象系統金融機関等が抱えるリスクには大きな差異がある可能性に十分配慮する必要がある。ゆえに、本チェックリストを機械的・画一的に運用するのではなく、実態に即して、より柔軟に対応する必要があることに留意する。

本チェックリストは、あくまでも検査官が系統金融機関等を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各系統金融機関等においては、自己責任原則の下、本チェックリストを踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性等に応じたマニュアルを自主的に作成し、業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

各チェック項目は、検査官が系統金融機関等のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を系統金融機関等に直ちに法的に義務付けるものではない。チェック項目に記述されている字義通りの対応が系統金融機関等においてなされていない場合であっても、系統金融機関等の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、系統金融機関等の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは業態の特性、系統金融機関等の規模、必要とされるシステムの水準の差異及びシステム統合の範囲や内容等、実態に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に系統金融機関等と十分な意見交換を行う必要があることに留意する。

なお、本チェックリストは、別添6 農業協同組合検査実施要領例、別添8 水産業協同組合検査実施要領例、別添9 信用事業を行う協同組合連合会検査実施要領及び別添10 共済事業を行う協同組合連合会検査実施要領に基づく検査を実施する際に適用するものとする。

# 系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

## 【システム統合リスクの定義】

「システム統合リスク」とは、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、利用者サービスに混乱をきたす、場合によっては預貯金等受入系統金融機関及び共済事業実施機関（以下、「系統金融機関等」という。）としての存続基盤を揺るがす、さらには決済システムに重大な影響を及ぼすなど、利用者等に損失が発生するリスク、また統合対象系統金融機関等が損失を被るリスクである。

(注)「システム統合」とは、合併、事業譲渡及び業務提携等の経営再編（以下、「経営統合」という。）により、システムを統合、分割又は新設することをいう（システムの共同開発・運営を含む。）。

## 【本チェックリストの適用】

検査官は、本チェックリスト及び他の「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト等」により、システム統合リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。

## 【本チェックリストにより検査を行うに際しての留意事項】

本チェックリストは、系統金融機関等を対象とするものである。したがって、本チェックリストの適用に当たっては、業態の特性、系統金融機関等の規模、必要とされるシステム水準の差異及びシステム統合の範囲や内容等、実態を十分に考慮した上で、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

既存の共同センターシステムを統合対象とする場合においては、自前のシステム同士を統合する場合に比べ、統合対象系統金融機関等が抱えるリスクには大きな差異がある可能性に十分配慮する必要がある。ゆえに、本チェックリストを機械的・画一的に運用するのではなく、実態に即して、より柔軟に対応する必要があることに留意する。

本チェックリストは、あくまでも検査官が系統金融機関等を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各系統金融機関等においては、自己責任原則の下、本チェックリストを踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性等に応じたマニュアルを自主的に作成し、系統金融機関等の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

各チェック項目は、検査官が系統金融機関等のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を系統金融機関等に直ちに法的に義務付けるものではない。

チェック項目に記述されている字義通りの対応が系統金融機関等においてなされていない場合であっても、系統金融機関等の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、系統金融機関等の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは業態の特性、系統金融機関等の規模、必要とされるシステム水準の差異及びシステム統合の範囲や内容等、実態に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に系統金融機関等と十分な意見交換を行う必要がある。

## 【注】

① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての系統金融機関等に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての系統金融機関等に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

③ 「理事会」の役割とされている項目については、理事会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常勤理事会等で行うことを妨げるものではない。

④ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 30 条の 2、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 34 条の 2、第 92 条第 3 項及び第 103 条に規定する経営管理委員会は、組合の業務の基本方針の決定、組合の業務執行に関する重要事項を決定する機関であることから、経営管理委員会を置く場合には、系統金融機関の実態に応じて、チェック項目の「理事会」については、適宜「理事会及び経営管理委員会」と読み替えるものとする。

同様に、「理事」についても、適宜「理事及び経営管理委員」と読み替えるものとする。

⑤ 「理事会等」には、理事会のほか、常勤理事会等を含む。なお、「理事会等」の役割とされている項目についても、理事会自身において行われることが望ましいが、常勤理事会等に委任している場合には、理事会による明確な委任があること、常勤理事会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、理事会に結果を報告する、又は、常勤理事会等に監事の参加を認める等により、十分な内部けん制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. 経営陣のリスク管理に対する協調した取組み  i. 経営統合に係るリスク管理態勢のあり方	1. 経営統合に係るリスクに対する認識	<p>(1) 統合対象系統金融機関等の理事会（以下、「理事会」という。）は、事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、利用者サービスに混乱をきたす、場合によっては系統金融機関等としての存続基盤を揺るがす、さらには決済システムに重大な影響を及ぼす等の可能性があるということを十分に認識しているか。</p> <p>(2) 理事会は、その認識に基づき、システム統合リスクのみならず、経営統合全般に係るリスクを洗い出した上で、協調してリスク管理態勢を整備しているか。</p> <p>(3) 理事会は、全役職員に対して、当事者意識を持ってリスク管理を行うことの必要性及び重要性を周知しているか。</p>	<p>(注)「経営統合」とは、合併、事業譲渡、及び業務提携等の経営再編をいう。</p> <p>(注)「統合対象系統金融機関等」とは、複数の系統金融機関等間でシステム統合を行う場合の、全ての系統金融機関等をいう。</p>
	2. 協調体制の整備	<p>(1) 理事会は、統合プロジェクトを統括管理する役員及び部門（以下、「統括役員及び部門」という。）を定め、統合対象系統金融機関等間において十分な意思疎通が図られる体制を整備しているか。また、その体制は、理事会と統括役員及び部門との間の意思疎通が十分に図られるものとなっているか。</p> <p>(2) (1)で整備した体制は、統括役員及び部門に対して、牽制が十分に働くものとなっているか。</p>	<p>(注)「統合プロジェクト」とは、統合に係る計画・作業の総称であり、経営統合全般に係るプロジェクトをいう。</p> <p>(注)「統合プロジェクトを統括管理する部門」（以下、「統括部門」という。）とは、統合対象系統金融機関等の全ての当事者が、統合プロジェクトに係る意思決定に十分に関与できるよう設置した組織をいう。なお、統括部門は、求められる機能が十分に発揮される限り、既存の部署であるか、新たに設置したプロジェクトチーム等であるか、その形態を問わない。</p> <p>(注)「統合プロジェクトを統括管理する役員」（以下、「統括役員」という。）とは、統合プロジェクトを統括管理する部門の長をいう。</p>

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(3) 理事会は、統合に係る業務を外部委託している場合、当該委託先と統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。	(注)「外部委託」とは、①他の企業に業務委託を行い当該企業の日常的な管理の下で業務執行が行われるケース、②他の企業への業務委託は行われているものの、業務執行の日常的な管理を委託元系統金融機関等自身が行っているケース、いずれをもいう。
	3. 利用者対応の重要性に対する認識等	(1) 理事会並びに統括役員及び部門は、経営統合を行うに当たり、利用者利便に十分に配慮することの重要性を認識しているか。特に、経営統合により既存の金融商品・サービス等に変更が生じる場合には、利用者に対する事前説明が重要であることを認識しているか。  (2) 理事会並びに統括役員及び部門は、適切な利用者対応を行い得る、以下のような体制を、協調して整備しているか。 ① 広報体制 ② 利用者に対して適切な情報開示が行われる体制 ③ 利用者からの問い合わせに対して適切に対応できる体制  (3) 理事会並びに統括役員及び部門は、システム障害等の不測の事態が発生した場合、利用者に対する情報開示や利用者からの問い合わせに、迅速かつ正確に対応できる体制を整備しているか。	(注)理事会は、統合対象系統金融機関等各々における理事会を指す。
	4. 統合方針の確立	(1) 統括役員及び部門は、統合方針を明確にし、組織全体に周知しているか。また、当該方針は、理事会の承認を受けたものとなっているか。  (2) 統合方針は、統合対象系統金融機関等間で意見調整が十分になされた上で決定されたものとなっているか。	(注)「統合方針」とは、統合目的及び将来像で、経営統合全般に係る方針をいう。  (注)理事会は、統合対象系統金融機関等各々における理事会を指す。
	5. ビジネスマodelの確立	(1) 統括役員及び部門は、統合方針に基づき、システムの統合方式、及び統合後の①組織体制、②金融商品・サービス体系、③システム構成、④事業部店網、⑤事務センターの構成等のビジネスモデルを明確にし、組織全体に周知しているか。また、当該ビジネスモデルは、理事会の承認を受けたものとなっているか。	(注)「ビジネスモデル」とは、統合方針の下位概念である。  (注)理事会は、統合対象系統金融機関等各々における理事会を指す。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(2) ビジネスマネジメントモデルは、統合対象系統金融機関等間で意見調整が十分になされた上で決定されたものとなっているか。特に、システムの選定にあたっては、その合理性、利用者利便性等について、十分に検討した上で決定しているか。</p> <p>(3) 理事会は、ビジネスモデルを実現するための手続き、要件等の決定が迅速かつ効果的に進むよう、意思決定を的確に行い、かつ理事の業務執行の監督を十分に行っているか。</p>	
6. 統合計画及び実行計画の策定		<p>(1) 統括役員及び部門は、統合計画の妥当性について十分に検討した上で、それを明確に策定しているか。</p> <p>(2) 統合計画は、期限を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。</p> <p>(3) 理事会は、統合計画を承認しているか。また、当該統合計画は、組織全体に周知されているか。</p> <p>(4) 理事会は、統合方針及び統合計画に沿った、適切かつ必要な資源配分を行っているか。</p> <p>(5) 統括役員及び部門は、担当部門が策定した実行計画について、その内容が統合計画と整合性のとれたものであるかどうかを十分に検証しているか。また、その状況について、必要に応じ、理事会等に報告しているか。</p> <p>(6) 実行計画は、要員面等の制約から見て適切なものとなっているか。また、期限を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。</p> <p>(7) 理事会等は、実行計画を承認しているか。また、当該実行計画は、組織全体に周知されているか。</p>	<p>(注)「統合計画」とは、統合プロジェクトの根幹を成す計画で、経営統合全般に係る計画をいう。</p> <p>(注)「実行計画」とは、統合計画をもとに策定される、より細部にわたる計画をいう。ただし、「統合計画」と別に策定されたものか否かを問わない。</p> <p>(注)期限設定の合理性について検証することに留意する。</p> <p>(注)理事会は、統合対象系統金融機関等各自における理事会を指す。</p> <p>(注)「担当部門」とは、「リスク管理態勢のチェック項目に係る説明」に対応する業務を行う部門をいい、上位の組織か下位の組織かを問わない。</p> <p>(注)期限設定の合理性について検証することに留意する。</p>

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	7. 統合プロジェクトの管理	<p>(1) 理事会並びに統括役員及び部門は、統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。</p> <p>(2) 統括役員及び部門は、統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握とともに、把握した問題点等に対し適切な方策を講じているか。また、その状況について、必要に応じ、理事会等に報告しているか。</p> <p>(3) 万一、統合計画の見直しが必要であると判断した場合、重要度に応じて、理事会等が迅速・適切に指示できる体制となっているか。</p> <p>(4) 統合対象系統金融機関等間において、リスク管理やシステム開発に係る諸規程が異なる場合、理事会等は、適切に所要の整備が図られているかを、的確に把握しているか。</p> <p>(5) 理事会等は、諸規程を整備するに当たっては、適用に問題がないかどうかを的確に把握できる体制を整備しているか。</p>	<p>(注) 理事会は、統合対象系統金融機関等各々における理事会を指す。</p> <p>(注) 単に規程を統一するのではなく、適用が可能かどうかを十分に検討した上で、諸規程を整備する必要があることに留意する。</p> <p>(注) 整備を要する諸規程については、システム統合リスクに限らないことに留意する。</p>
	8. 統合プロジェクトの移行判定	<p>(1) 理事会は、業務の移行判定基準（システムの移行判定基準を含む。）を承認しているか。</p> <p>(2) 統合後の業務運営体制（システムを含む。）へ移行するに当たっては、①統括役員及び部門が移行判定基準に従いその可否を判断し、②それを理事会で承認した後に実行するなど、より慎重に判断することとしているか。</p>	<p>(注) システムの移行判定のみならず、統合後に業務としてリリースできるかどうかについて、より慎重に判定しているかどうかを検証する必要があることに留意する。</p> <p>(注) 理事会は、統合対象系統金融機関等各々における理事会を指す。</p>

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
ii. システム統合に係るリスク管理体制の整備 リスク管理態勢のあり方	1. システム統合に係るリスク管理体制の整備	<p>(1) 統括役員及び部門は、事務・システムの準備不足が統合プロジェクトに与える影響が大きいことなど、統合プロジェクトにおける事務・システム統合プロジェクトの重要性を十分に認識した上で、事務・システム統合プロジェクトを統括管理する役員及び部門（以下、「事務・システム統括役員及び部門」という。）を定めているか。また、事務・システム統括役員は、統括部門の構成員となっているか。さらに、事務・システム統括役員は、事務・システムに精通していることが望ましい。</p> <p>(2) 理事会並びに統括役員及び部門（事務・システム統括役員及び部門を含む。）は、統合対象系統金融機関等間におけるリスク管理方針やリスク管理規程の差異を的確に把握しているか。また、統括役員及び部門は、それを踏まえ、管理者に対して指示をするなど、適切な方策を講じているか。</p> <p>(3) 統括役員及び部門（事務・システム統括役員及び部門を含む。）は、リスク管理状況を含む事務・システム統合プロジェクトの管理状況を的確に把握するとともに、把握した問題点等に対し適切な方策を講じているか。また、重要な問題点等については、理事会に対し、適時適切に報告しているか。</p> <p>(4) 理事会並びに統括役員及び部門（事務・システム部門を含む。）は、万一、何らかの理由により統合が遅延する等、不測の事態が生じた場合、適切に対応できる体制を整備しているか。</p>	<p>(注)「事務・システム統括部門」とは、統合プロジェクトを統括管理する部門（統括部門）内に設置した部門をいう。また、「事務・システム統括役員」とは、事務・システム統合プロジェクトを統括管理する役員で、事務・システム統括部門の長をいう。</p> <p>(注)「事務・システム統合プロジェクト」とは、統合プロジェクトのうち、事務・システムに係るものをいう。</p> <p>(注)理事会は、統合対象系統金融機関等各个方面における理事会を指す。</p> <p>(注)「管理者」とは、支所（支店）長と同等かそれ以上の職責を負う上級管理職（理事を含む。）をいう。</p>
	2. システムの移行判定	<p>(1) 理事会は、システムの移行判定基準を承認しているか。</p> <p>(2) 統合後のシステムへ移行するに当たっては、①統括役員及び部門が移行判定基準に従いその可否を判断し、②それを理事会で承認した後に実行するなど、より慎重に判断することとしているか。</p>	<p>(注)理事会は、統合対象系統金融機関等各个方面における理事会を指す。</p> <p>(注)システムの移行判定のみならず、業務全般の移行判定に関する検証が重要である。（〔I. i. 8〕を参照）</p>

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
II. 協調したシステム統合リスク管理体制のあり方 i. セキュリティ管理体制の整備	セキュリティ管理体制の整備	<p>(1) セキュリティ管理者は、統合対象系統金融機関等間におけるセキュリティ水準の差異を的確に認識し、必要に応じて基準等を見直しているか。また、統合後の業務を前提としたセキュリティ水準を確保しているか。</p> <p>(2) セキュリティ管理者は、見直した基準等のうち、統合前に適用可能なものについては、それに従ってセキュリティが適切に確保されているかを的確に把握しているか。</p> <p>(3) システム統合やセンター設備の設置・拡充を必要とするなど、見直した方針等の適用に時間を要する場合、セキュリティ確保のための適切な代替策を講じているか。</p> <p>(4) 統合対象系統金融機関等間でのテストなどにおいて本番用利用者データ等の重要なデータを使用する場合について、当該データの貸与に係る方針、手続きを明確に定め、理事会等の承認を受けているか。また、当該方針に基づきデータ貸与先との間で守秘義務契約を締結するなど、利用者データの管理は適切に行われているか。</p> <p>(5) 本番データの貸与に際しては、手続きに従った運用がなされるなど、セキュリティが適切に確保されているか。</p>	(注) 外部委託先への貸与を含むことに留意する。
ii. 協調した事務リスク管理体制のあり方	1. 管理者の役割	<p>(1) 管理者は、システム統合リスクの重要性を自覚し、担当者にシステム統合リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させるなど、適切な方策を講じているか。また、管理対象となるリスクを認識・評価しているか。</p> <p>(2) 管理者は、システム統合に係る業務が、単に事務やシステムの統合に限らず、金融商品・サービスや事業部店の統廃合等、多岐にわたることを認識した上で、リスク管理を行っているか。</p> <p>(3) 管理者は、リスク管理を行うに当たって、関係部署との連携を十分に図っているか。</p> <p>(4) 管理者は、事務統合プロジェクトの進捗状況を定期的にチェックとともに、把握した問題点等に対し適切な方策を講じているか。また、部門内で解決できない問題点等については、理事会等または統括役員及び部門に対し、迅速かつ正確に報告しているか。</p>	<p>(注) 「管理者」とは、支所（支店）長と同等かそれ以上の職責を負う上級管理職（理事を含む。）をいう。</p> <p>(注) 「管理者の役割」について、合理的な理由がある場合においては、必ずしも管理者自らが行う必要はなく、状況に応じて、管理者の指示に基づき担当部門の職員が行うことを妨げない。</p>

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(5) 管理者は、役職員が事務変更に的確に対応できるよう、研修や事務指導を実施しているか。</p> <p>(6) 管理者は、統合後に変更することとなる事務処理方法の習熟度合いを、統合前の段階から定期的に検証しているか。また、把握した問題点等に対し適切な方策を講じているか。特に、各事業部店で共通するような問題点等については、必要に応じ教育カリキュラム等の見直し、改善を行っているか。</p>	
2. 事務部門の組織整備		<p>(1) システム統合に当たり整備が必要となる事務規定を整備する部署を明確にしているか。</p> <p>(2) 事務処理に係る事業部店からの問い合わせに迅速かつ正確に対応できる体制を整備しているか。</p> <p>(3) システム統合後に事務量が増大する可能性が高いことを認識し、十分な事務処理能力を確保できる体制を整備しているか。</p>	(注) 統合後のみならず、統合公表以降の問い合わせに対応できる体制を整備する必要があることに留意する。
3. 用語の統一と事務規定の整備		<p>(1) 統合対象系統金融機関等において使用している用語の定義・解釈に相違がないかを確認しているか。相違がある場合、それらを修正するなど適切な方策を講じているか。また、修正後の用語の定義・解釈は組織全体に周知されているか。</p> <p>(2) 事務規定は、システム統合後の業務を網羅し、かつ法令等に則り整備されているか。</p>	(注) 事務規定等の整備については、システムテスト（総合テスト、総合運転テスト）の開始までに、テストに必要な範囲で完了している必要があることに留意する。 【参考】システムテストについては、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人 金融情報システムセンター編）における実務基準8（2）「ソフトウェア等の品質向上対策」「実92」を参照。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	4. 金融商品・サービス体系の整備	<p>(1) 統合対象系統金融機関等間の金融商品・サービスを照合し、その差異や類似性を検討した上で、統合後の金融商品・サービスの体系を決定しているか。また、その決定に当たっては、利用者利便への配慮を十分に行ってているか。</p> <p>(2) 統合後の金融商品・サービス体系への移行や利用者に対する説明に係る方針・計画を明確に定め、理事会等の承認を受けているか。また、それに沿った具体的方法が定められているか。</p> <p>(3) 既存の金融商品・サービスの統廃合を伴う場合、事業部店に対して周知するとともに、利用者に対しても十分に説明しているか。また、利用者において手続きの変更が必要となる場合、その手続きが所定の期間内に完了するよう、適切な方策を講じているか。</p>	(注)「利用者利便への配慮」とは、既存の金融商品・サービスを廃止してはいけないということではないことに留意する。
	5. 事業部店網の整備	<p>(1) 重複する地域や店名、店番号等を整理し、新事業部店網を決定しているか。</p> <p>(2) 新事業部店網への移行や利用者に対する説明に係る方針・計画を明確に定め、理事会等の承認を受けているか。また、それに沿った具体的方法が定められているか。</p> <p>(3) 事業部店の統廃合に際し、店名、店番号の変更が伴う場合には、利用者に対して適時適切に説明しているか。</p>	(注)「事業部店」とは、「系統共済検査マニュアル」における「事業拠点」及び「事業拠点等」を含むものであることに留意する。
	6. 利用者データの整備	統合対象系統金融機関等間において利用者名等の登録内容が異なる場合、その違いを認識し、登録内容を整理するなど、適切な方策を講じているか。	
	7. 事業部店における対応	(1) 統合対象系統金融機関等の事業部店長等(以下、「事業部店長等」という。)は、統合後に事務の不慣れにより利用者サービスに混乱をきたすといったリスクが存在することを認識し、担当者にリスクの重要性を認識させるなど、統合プロジェクトに関する本部方針を周知徹底し、適切な方策を講じているか。	(注)「事業部店」とは、「系統共済検査マニュアル」における「事業拠点」及び「事業拠点等」を含むものであることに留意する。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(2) 事業部店長等は、統合後の事務の変更が事務量へ与える影響について十分に認識しているか。また、それを踏まえた研修等を実施することにより、店内体制の整備を適切に行っているか。さらに、事務量が増大する可能性がある場合においては、本部に対し迅速に報告する等、適切な方策を講じているか。</p> <p>(3) 事業部店長等は、統合後の事務の習熟度合いについて、統合前の段階において定期的にチェックし、把握した問題点等に対し適切に対応しているか。</p>	
iii. 協調したシステムリスク管理態勢のあり方	1. 管理者の役割  2. 企画・開発・移行の体制	<p>(1) 管理者は、システム統合リスクの重要性を自覚し、担当者にシステム統合リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させるなど、適切な方策を講じているか。また、管理対象となるリスクを認識・評価しているか。</p> <p>(2) 管理者は、システム統合に係る業務が、単に事務やシステムの統合に限らず、金融商品・サービスや事業部店の統廃合等、多岐にわたることを認識した上で、リスク管理を行っているか。</p> <p>(3) 管理者は、リスク管理を行うに当たって、関係部署との連携を十分に図っているか。</p> <p>(4) 管理者は、システム統合プロジェクトの進捗状況を定期的にチェックするとともに、把握した問題点等に対し適切な方策を講じているか。また、部門内で解決できない問題点等については、理事会等または統括役員及び部門に対し、迅速かつ正確に報告しているか。</p> <p>(5) 管理者は、役職員がシステム環境の変更に的確に対応できるよう、研修等を実施しているか。</p>	<p>(注)「管理者」とは、支所（支店）長と同等かそれ以上の職責を負う上級管理職（理事を含む。）をいう。</p> <p>(注)「管理者の役割」について、合理的な理由がある場合においては、必ずしも管理者自らが行う必要はなく、状況に応じて、管理者の指示に基づき担当部門の職員が行うことを防げない。</p>
		(1) システムの統合方式を明確にした上で、システム開発の前提となる業務要件を整備しているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(2) 業務要件の変更等が必要となった場合の手続きが明確に定められているか。</p> <p>(3) 各工程の検証及び承認ルールを明確にしているか。</p> <p>(4) 統合後のシステム及びセンターの構成を明確にしているか。また、システム構成を二重化するなど、安全面に十分に配慮しているか。</p> <p>(5) 統合後のシステムで使用するファイルやデータベースを具体的に決定しているか。</p> <p>(6) 既存システムで使用しているファイルやデータベースを照合し、データ項目毎に、プログラムによって移行可能な項目と、移行に際して手作業が必要となる項目を明確にしているか。</p> <p>(7) 統合後にデータ処理量が増大することを認識し、バッチジョブの処理時間やハードウェアの処理能力等を十分に検討した上で、運用部門と連携を図りシステムを設計しているか。また、想定される事務量を適切に処理できるだけのハードウェアを確保しているか。</p> <p>(8) 開発計画や体制を具体的に定め、理事会等の承認を受けているか。また、開発計画は期限を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。</p> <p>(9) 開発計画では、データの移行計画や体制等を具体的に定めているか。また、移行計画には本番を想定した訓練が織り込まれているか。</p>	(注) 期限設定の合理性について検証することに留意する。
	3. システム開発の管理	<p>(1) システム統合作業における開発に関わる書類やプログラムの作成方式を標準化しているか。</p> <p>(2) システム開発プロジェクトを統括する責任者及び開発プロジェクト毎の責任者を定めているか。</p> <p>(3) (2) の責任者は、システムの重要度及び性格を踏まえた上で、システム開発の進捗状況をチェックしているか。</p>	
	4. 規定・マニュアルの整備	(1) 設計、開発、運用に関する規定・マニュアルが存在しているか。また、規定・マニュアルは必要に応じて見直され、それが必要部署に周知されているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(2) 設計書等の統合開発に関わる書類の作成に当たっては、標準規約を制定し、それに準拠して作成していることが望ましい。</p> <p>(3) マニュアルやドキュメント類は、統合対象系統金融機関等間で理解ができるものとなっているか。</p>	(注) 外部委託先においても、理解ができるものとなっている必要があることに留意する。
	5. テスト等	<p>(1) レビューやテスト不足が原因で、利用者に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト体制を整備しているか。</p> <p>(2) レビュー実施計画を策定するとともに、工程毎のレビュー実施状況を検証し、品質状況を管理しているか。また、その結果に基づく問題点の把握と課題管理を適切に行っているか。</p> <p>(3) テスト計画を策定しているか。また、テスト計画は、システム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。</p> <p>(4) テスト計画には、関係諸機関や対外接続先とのテストが含まれているか。</p> <p>(5) テスト計画には、負荷テスト、障害テスト等が含まれているか。</p> <p>(6) 品質管理基準を設定し、テスト結果を検証しているか。</p>	<p>【参考】「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人 金融情報システムセンター編）における実務基準8（2）「ソフトウェア等の品質向上対策」を参照。</p> <p>(注) 必要に応じて、より本番に近いテスト環境を準備する必要があることに留意する。</p> <p>(注) テストには、必要に応じて事業部店等も参加する必要があることに留意する。</p> <p>(注) 対外接続先には、決済機関及び利用者等を含むことに留意する。</p>

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(7) システムテスト（総合テスト、総合運転テスト）に統合対象系統金融機関等のユーザー部署（以下、「ユーザー部署」という。）及びシステム運用部署が参加しているか。また、ユーザー部署主導で行われるテスト内容が含まれるなど、ユーザーの主体的関与が確保されているか。さらに、移行判定に当たっては、システムテスト（総合テスト、総合運転テスト）の結果を踏まえて、ユーザー部署及びシステム運用部署が評価に加わっているか。</p> <p>(8) 検収に当たっては、内容を十分に理解できる役職員により行われているか。</p>	(注)「ユーザー部署」とは、本部各部、事業店等のシステム利用部署をいう。
iv. 協調した業務運営態勢のあり方	1. 運営体制の明確化	<p>(1) システム統合後のデータ受付、オペレーション、作業結果確認、データやプログラムの保管・管理の職務分担を定め、統合後の運営体制を明確にしているか。</p> <p>(2) システム統合後のシステムやスタッフの構成等の変化に十分に対応できるような体制を、統合前の段階から明確にしているか。</p>	(注)システム統合後においては、システムの構成、スタッフの構成等が変化することから、それに対応できるような体制を整備しているかどうかを、業務全般がワークするかといった観点から検証する必要があることに留意する。
	2. 業務運営の検証	<p>(1) システム統合後の業務運営が円滑に進むよう、システム部門と事務部門等関係部署は、統合前から十分に連携して環境を整備しているか。</p> <p>(2) データの移行計画に基づき、本番を想定した訓練を実施しているか。</p> <p>(3) システム統合後のシステムオペレーションについて、十分に訓練を実施しているか。また、訓練にはユーザー部門も参加しているか。</p>	<p>(注)システム運営のみならず、業務全般的な運営が円滑に進むような環境を整備する必要があることに留意する。</p> <p>【参考】「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人 金融情報システムセンター編）における実務基準7「システム開発・変更」を参照。</p> <p>(注)ユーザー部門とは、事務部門、システム部門のみならず、事務センター、コンピュータセンター、事業部店等を含むことに留意する。その上で、全ての関係部署間の連携が十分に機能しているかを検証する必要があることに留意する。</p>

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(4) より本番に近い環境で、日次・月次・年次等の処理が所定の時間内に完了することを確認しているか。また、データ処理等が所定の時間内で終了できる環境を整備しているか。</p> <p>(5) システム統合日前において、統合前のシステムと統合後のシステムを並行稼動させる場合、その運用体制を十分に検証しているか。</p>	(注) 例えば、口座振替に係るデータを管理するシステムなどが該当する。
V. 外部委託業務管理態勢のあり方	外部委託業務管理	<p>(1) 業務を外部委託する場合であっても、その進捗管理を外部委託先任せとするのではなく、委託者自らが主体的に関与する体制を構築しているか。</p> <p>(2) 外部委託業務の範囲を、委託先との間で明確にしているか。</p> <p>(3) 外部委託業務の内容及びその進捗状況を的確に把握しているか。また、重要な問題点等が認められた場合、理事会等に対し速やかに報告される体制を整備しているか。さらに、外部委託先と連携して速やかに是正できる体制となっているか。</p> <p>(4) 外部委託先における委託業務に係るセキュリティ管理状況を定期的にチェックしているか。</p> <p>(5) 外部委託した業務については、業務の内容に応じ、第三者機関による評価を受けていることが望ましい。</p>	(注) 「外部委託」とは、①他の企業に業務委託を行い当該企業の日常的な管理の下で業務執行が行われるケース、②他の企業への業務委託は行われているものの、業務執行の日常的な管理を委託元系統金融機関等自身が行っているケース、いずれをもいう。
III. 不測の事態への対応	1. 統合計画遅延時の対応	<p>(1) 統合計画に比して遅延した場合等のスケジュールを見直す基準を定められているか。また、当該基準は、理事会の承認を受けているか。</p>	(注) 「統合計画」とは、統合プロジェクトの根幹を成す計画で、経営統合全般に係る計画をいう。  (注) 当該見直し基準については、各工程などにおいて定められているかどうかも踏まえ検証することに留意する。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(2) 統括役員及び部門は、統合計画の進捗状況から判断し、見直し基準に抵触していないかどうかをチェックしているか。また、理事会は、見直し基準に抵触する事態が発生した場合、適切な対応が図られる体制を整備しているか。	
	2. コンティンジェンシープランの整備	(1) 既存のコンティンジェンシープランについて、システム統合後のシステムの構成や組織体制に基づいた見直しを行った上で、理事会の承認を受けているか。  (2) コンティンジェンシープランの発動権限者及び発動基準は明確に定められているか。  (3) コンティンジェンシープランに基づく訓練は実施されているか。なお、統合後の体制をできるだけ早い段階で明確にした上で、訓練を実施していくことが望ましい。	
IV. 監査及び問題点の是正 i. 内部監査	3. 統合日前後における不測の事態への対応	(1) システム統合日前後における不測の事態への対応プラン（システム統合の中止を含む。）を整備しているか。また、それは理事会の承認を受けているか。  (2) 当該プランには、移行開始後における不測の事態への対応が含まれているか。  (3) 当該プランの発動権限者及び発動基準は明確に定められているか。  (4) 当該プランに基づく訓練は実施されているか。	(注) 「システム統合日前後」には、システムの並行稼動開始日前後を含むことに留意する。  (注) 対応プランには、監督当局、日本銀行等関係諸機関への連絡体制を含む。
	1. 内部監査体制の整備	(1) 統合対象系統金融機関等の内部監査部門（以下、「内部監査部門」という。）は、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。  (2) 内部監査部門は、必要に応じて業務監査とシステム監査を連携して行うことができる体制となっているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. 内部監査の手法及び内容	<p>(1) 内部監査部門は、監査手法の決定、あるいは監査計画策定に当たり、統合対象系統金融機関等間で意思疎通を図っているか。また、監査計画については、統合プロジェクト開始段階からの計画を含んでいるか。</p> <p>(2) 内部監査結果は、統括役員及び部門に対して、適切に報告されているか。また、重要な事項については、代表理事及び理事会に対し、遅滞なく報告されているか。さらに、代表理事及び理事会は、報告された重大な問題点等について、適切な措置を講じているか。</p> <p>(3) 内部監査部門は、問題点等の是正状況について、協調して適切なフォローアップを行っているか。</p> <p>(4) 内部監査部門は、事務・システム部門(事務・システム子会社を含む。)におけるリスクの管理状況を把握した上で、リスクレベルに応じて、適切な頻度で内部監査を行っているか。</p> <p>(5) 外部委託した業務について、内部監査の対象とできない場合には、当該業務の所管部署による管理状況を監査対象としているか。</p>	<p>(注)「適切な措置を講じているか」の検証に当たっては、統括役員及び部門との連携についても留意する。</p> <p>(注)システム開発部門以外の部門についても、リスクレベルに応じ、適切な頻度で内部監査を行う必要があることに留意する。</p>
ii. 第三者機関による評価	第三者機関による評価の活用	(1) 理事会等は、システム統合に係る重要事項の意思決定に際しては、第三者機関による評価を活用しているか。また、システム統合に限らず、統合プロジェクト全般についても、第三者機関による評価の対象としていることが望ましい。	<p>(注)「重要事項の意思決定に際しての第三者機関による評価の活用」の度合いについては、業態の特性、系統金融機関等の規模必要とされるシステム水準の差異及びシステム統合の範囲や内容等、実態に応じて検証する。</p> <p>必ずしも字義通りの対応がなされていない場合であっても、系統金融機関等の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは業態の特性、系統金融機関等の規模、必要とされるシステムの水準の差異及びシステム統合の範囲や内容等の実態にかんがみ十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。</p>

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(2) 第三者機関による評価の結果認められた重大な問題点等は、理事会又は監事会上に正確に報告されているか。また、理事会は、報告された重大な問題点等について、適切な措置を講じているか。</p>	<p>(注)「システム統合に係る重要事項」とは、システム統合に係る管理態勢等につき、理事会又は監事会上が必要と判断した事項をいう。</p> <p>(注)ここにいう「第三者機関による評価」とは、例えばシステム監査人によるシステム監査、公認会計士等による内部管理態勢の有効性の評価、コンサルティング会社等による評価、指摘、助言等をいう。</p> <p>(注)「適切な措置を講じているか」の検証に当たっては、統括役員及び部門との連携についても留意する。</p>